

地下の正倉院展 【荷札木簡をひもとく】 第Ⅲ期展示木簡

第 期	一〇月二三日(土)	一〇月二八日(日)
第 期	一〇月三〇日(火)	十一月一日(日)
第 期	十一月三日(火)	十一月五日(日)

*木簡はⅢ期に分けて展示します。

本解説シートでは、今回の展示にあたり再検討した結果、既報告の釈文を改めている場合があります。展示番号の上部に記した は国宝を示します。

荷札のふるさと

3 和泉監からの薑の荷札

(一九七次、SD5100出土。

『平城宮発掘調査出土木簡概報』二二、一九頁上段。

以下、城二一 一九頁上のように略す)

天平□□十月七日和泉監薑甕一腹

長さ二〇六mm・幅二七mm・厚さ五mm ○三二型式

和泉監(今の大阪府南部)から送られた、甕に納めた薑(シヨウガ)の荷札。和泉監は奈良時代に置かれた特別行政区の一つで、元正天皇が嘗んだ離宮・珍努宮の管理のため、靈龜二年(七一六)に河内国(今の大阪府東部だが、当初は大阪府南部の和泉地域までを含んでいた)から三郡を割いて設置された。正以下の役人の職掌は国司とほとんど変わらず、天平十二年(七四〇)に一時廃止されたのち、同地域は天平宝字元年(七五七)に和泉国とされ、河内国から分立した。

年紀の部分は釈読できないが、3は二条大路木簡の一つであり、天平八年(七三六)前後のものと考えられる。年月日から書き始める荷札は、七世紀には一般的であるが、奈良時代では非常に珍しい。

薑は、食用もしくは薬用として用いられた。薑は、「束」「把」「本」あるいは「根」「球」で数える。束把や本で数えるのは葉や茎が付いているもの、根や球で数えるのは葉や茎を取り去った根茎部とみられる。甕に納められたのがどちらであったのか、一腹にどれくらいの量の薑が入っていたのかは、荷札の記載からは明らかでない。

同じ遺構からは、他にも二点、和泉監から送られた薑の荷札が見つかっている。一つは、「天平十年八月廿一日□薑一把 監」と書かれたほぼ完形の荷札(城二一 一九頁上)。もう一つは、「□日和泉監大□(球カ)薑」と書かれた荷札の断片である(城二一 一九頁上)。前者は3と同じく、年月日から書き始める書式で、上端のみに切り込みを入れる○三二型式。後者も同じ書式・型式とみて矛盾はない。和泉監の荷札は珍しく、これら三点以外に、確実なものは見つかっていない。

一方で同じ遺構からは、これらによく似た書式をもつアユの鮓の付札も数点出土している。例えば、「天平八年五月十七日鮓年魚」(城二一 三四頁上)。こちらは国名の記載がないため、都で作製した付札(整理用のラベル)に分類されている。

あるいは3なども、荷札ではなく国名まで書いた整理用の付札である可能性もあろう。書式が荷札としては異例な理由も、その辺りにあるのかもしれない(荷札と付札の関係については、期展示35の解説も参照)。

相模国からのクキの荷札

(一九七次、SD5100出土。城二一三〇頁上)

相模国鼓二斗

長さ八八mm・幅二四mm・厚さ四mm ○三二型式

相模国(今の神奈川県のうち、川崎市および横浜市の大部分を除いた地域にほぼ相当)から送られた鼓の荷札。鼓は大豆を原料とする調味料の一種で、固形状のなめ味噌の類と考えられている。食用だけでなく、薬の原料としても利用された。二斗は今の九升ほど、約一六ℓにあたる。

『延喜式』では、相模国と武蔵国(今の埼玉県・東京都、および神奈川県のうち川崎市と横浜市の大部分)が鼓の貢進国としてみえ(典葉寮式相模年料雑葉条・同武蔵年料雑葉条)、これまでに見つかっている荷札もこの両国のものに限られる。大膳職の主醬が雑醬・鼓・末醬などの発酵食品類の製造を担当しており、諸国から貢進される一方、宮内でも製造していたらしい。延喜大膳職式下造雑物法条には、鼓の原料として大豆のほかに海藻がみえる。贄として貢進されている例があることや(『平城宮木簡一』四〇四号、および同四〇六号。以下、宮一四〇四のように略す)、正倉院文書により末醬よりも高価であったことが知られるから、高級調味料だったといえるだろう。

贄と記さない鼓の荷札は、6のように国名+「鼓」+数量という簡略な書式のものばかりである。また、貢進量は一斗から四斗まで認められるが、量に関わらず、そのほとんどが長さ一〇cm前後と小型である。ちなみに、6はSD5100出土で二条大路木簡のひとつだが、SD5100からは6とまったく同文の荷札がもう一点出土している(城三〇七頁上)。こちらにも、長さ九cmと小型である。

9 飛騨国?からの庸米の荷札

(一七二次、SD2700出土。城一九二六頁上)

(表) 飽見新居里 語部大万呂

五百嶋一斗

(裏)

六斗

長さ(一八八)mm・幅一八mm・厚さ四mm ○三九型式

飽見郡もしくは飽見郷の新居里から送られた荷札。物品名は記されていないが、裏面の「六斗」の記載から、庸米の荷札と推定される(75参照)。表面には二名以上の人名が記されており、語部大万呂や五百嶋らが合わせて六斗の米を納めたものである。「飽見」は、『和名類聚抄』では飛騨国荒城郡飽見郷のみが該当する(荒城郡は今の岐阜県飛騨市付近だが、飽見郷は比定地未詳)。新居里は確認できない。そうだとすれば、郷里制下(七一年〜七四〇年頃)の飛騨国の庸米荷札ということになる。

しかしながら、やや不審な点もある。第一に、律令の規定では、飛騨国は庸と調がともに免除され、代わりに匠丁(いわゆる飛騨工)を都に送り、彼らの食料を負担することになっていた(賦役令斐隋国条)。実際これまでに、平城京その他の都城跡から、明らかな飛騨国の荷札は見つかっていない。『延喜式』では、飛騨国の庸は商布となっており、米は見えない(主計寮式上飛騨国条)。

第二に、飽見の表記のみから飛騨と推定するには不安がある。『和名類聚抄』と木簡とで地名の表記が異なることは珍しくない。「あくみ」という読みからは、参河国飽海(渥美)郡渥美郷(渥美郡は今の愛知県豊橋市南部および田原市に当たるが、渥美郷は比定地未詳)、出羽国飽海郡飽海郷(今の山形県酒田市のうち、旧平田町域を中心とする地域)も候補となる。このうち、出羽国については調庸は基本的に現地消費され都には送らないため(延喜民部省式上貢限条)、可能性は低いだろう。一方、

石見国からのワカメの荷札

(二〇四次、SD5300出土。京三 四九五五)

石見国那賀郡右大殿御物海藻一籠納六連 天平七年六月

長さ三三五mm・幅四〇mm・厚さ六mm ○三二型式

石見国那賀郡(今の島根県浜田市・江津市付近)から「右大殿御物」(右大臣のもの)として納められた海藻(ワカメ)の荷札。ワカメの荷札としては異例に長大。「延喜式」などでは、石見国からのワカメの貢進は例がない。天平七年は七三五年。

「右大殿」は、天平六年(七三四)正月に右大臣となつた藤原武智麻呂を指すと考えられる。武智麻呂は藤原四子の長兄で、当時の政権の首班。封戸(貴族に対する給付の一種で、特定の戸から貢納される租の半分と調庸の全部が封主に納入される制度。また、指定された戸そのものを意味する場合もある)からの貢進物とみられるが、税目の明記がなく、また米・塩以外の宛先明記の貢進物荷札は他に類例がない。

18は、二条大路木簡と呼ばれる木簡群の一つ。二条大路木簡には武智麻呂の弟である藤原麻呂の家政機関に関わる一群が含ま

の熊本県)の各国の調に熬海鼠がみえる(主計寮式上の当該各条)。荷札から知られる熬海鼠の産地では能登国が目立ち、中でも能登郡鹿嶋郷に集中する。今日でも、能登半島のイリコは特産品として名高い。能登のイリコの荷札の中では、13のみが長さ三〇cmを超え、貢進者名を記す。他は長さ二〇〜二五cmほどで、貢進者名は記さない。

なお、調は毎年九月から十二月の間に納入するのが基本であるが(賦役令調庸物条)、荷札に見えるナマコの貢納時期はそれより早く、13の五月のほか、四月、六月、八月の例が確認できる。

長門国からの地子米の荷札

(一九〇次、SE4885出土。京一 一二四)

厚狭郡地子米五斗

長さ一五三mm・幅二九mm・厚さ三mm ○三二型式

「地子米」に付けられた荷札。「厚狭郡」は、『和名類聚抄』の長門国厚狭郡(今の山口県山陽小野田市・宇部市付近)にあたる。五斗は今の二斗二升五合ほどで、約三四kg。

「地子」とは、諸国で口分田を班給した後に余つた田地(公田、または「乗田」という)を百姓(農民)に貸し付け(賃租)という、その対価として納められた米のことを指す。諸国で徴収された地子は基本的に都の太政官厨家に納入され、役人の常食(給食)などに充てられた。

21は、奈良時代初頭に長屋王の邸宅が営まれた平城京左京三条二坊一坪に設けられた井戸から出土したが、ともに見つかった土器の年代は奈良時代半ばから後半にかけての時期に位置づけられ、この地が長屋王邸でなくなつてからの遺物とみられる。21の存在、および同伴土器のなかに「官厨」と記された墨書土器が存することなどから、奈良時代後半にはこの地は太政官厨家となつていたと見なす説が有力である。

れ、18も出土地点などから、その一群に属すると考えられている。兄弟関係を通じて武智麻呂宛の物品が弟の麻呂邸で消費され、二条大路木簡に混じつたものと思われるが、詳しい経緯は不明。

土佐国からの籠の荷札

(三二次補、SD4100出土。宮四 四六七〇)

土左国交易籠六斤

長さ(一一六)mm・幅一四mm・厚さ三mm ○三九型式

類例の少ない、土佐国(今の高知県)からの貢進物の荷札。地方に財源として蓄えられた正税(イネ)を代価として籠六斤(約四kg)を購入して納める際のもの。「土左」は「土佐」と同じだが、古代の史料上での表記では人偏を付けない「左」を用いるのが一般的である。

延喜式上土左国条には、土左国の貢進物として、延喜式上土左国条には、土左国の貢進物として、ととしては帛や絹のほか堅魚、庸としては綿・米のほか韓櫃、中男作物としては亀甲・紙・胡麻油・堅魚・雜魚・鱚・煮塩年魚・鯖が挙げられている。荷札の事例としてはこれまでに五例が知られるのみで、品目のわかるのは25のほか、延喜式にも通じるアユの事例があるだけである(城一六 六頁下、城三八 二二頁上にて釈文訂正)。

SD4100(16頁参照)からの出土のため式部省関連の遺物と捉えることも可能であるが、25はこれまでに知られている唯一の力ゴそのものの荷札であること、神祇官関係の神社名、及び神社名+籠の記載をもつ木簡が同じ遺構から出土していることから考えると、神祇官に関わる遺物とみるのが妥当であろう。

下端は欠損しているが、文字の収まりからするとほぼ原形を保っていると思われる。元は〇三三型式(上下両端のいずれか一方に左右から切り込みを入れたもの)だった可能性が高いだろう。ただし、切り込みを有する上端は山形に成形されている。36も似たような形状を呈するが、実用性は認めがたく、何のための加工かはわからない。荷札製作者のこだわりだろうか。

肥前国からの調の綿の荷札

(三三次、SK820出土。宮一 三〇五)

(表)肥前国神埼郡調綿壹伯屯 四両

養老□□

(裏)

真□一

長さ(一七二)mm・幅三二mm・厚さ六mm ○三九型式

肥前国神埼郡(今の佐賀県神埼市・吉野ヶ里町付近)からの綿の荷札。類例の少ない、広葉樹を材とする荷札である(60も参照)。「綿」は木綿ではなく、蚕の繭から作る真綿を意味する。「屯」は梱包の単位。一屯は重さ四両(約一六八g)に相当し、一〇〇屯は約一六・八kgとなる。裏面の部分的に残る墨痕は、類例(期展示58、期展示59など)から考えると、収納責任者の名前の一部とみられる。

26は内裏北外郭のゴミ穴SK820から見つかった木簡で、同遺構からは綿の荷札が多数出土している(60、および 期展示58・期展示59など)。これらは、貢進元の国や郡が異なるにも関わらず書式が似通い、材に広葉樹を用いる点も共通する。西海道の九国二島の調庸は大宰府に集積し消費する原則であったが、そのうちの一部、綿や絹、紫草などは例外的に京進された。調綿の荷札に国や郡をまたぐ共通性が認められることは、大宰府にて発送準備が行われ、一括して荷札が作製・添付されたことを示している。

上端付近の切り込みの位置は左右でしっかり揃えられており、大きさもほぼ同じ。また、よく見ると三角形というよりは台形状を呈している。文字は端正な楷書風で、しかもきつちり切り込みを避け、荷物に括り付けるための紐を巻いても隠れない位置から書き始められている。全体的に、丁寧な作りが際立つ。

(一九七次、SD5100出土。城二一四〇頁上)

筑紫大宰進上薩摩国殖

長さ(八〇)mm・幅一七mm・厚さ二mm ○三九型式

「筑紫大宰」から進上された物品に付けられた荷札。筑紫大宰は大宰府のこと。西海道の九国二嶋の調庸は大宰府に集積し消費する原則であったが、そのうちの一部、綿や絹、紫草などは例外的に京進された。30は薩麻(=薩摩)国(今の鹿児島県西部)から大宰府に納められた物品の一部を平城京に回送する際に付けられた荷札とみられる。

西海道諸国の荷札としては、内裏北外郭官衙地区で検出したゴミ捨て土坑SK820から出土した真綿の荷札の一群が知られる(26・60など)。これら真綿の荷札群には、広葉樹を材とすることや、楷書風の文字を謹直に記すといった共通点が認められる。30も材は広葉樹とみられ、肉眼ではやや見づらいが、文字も端正に整っている。真綿の荷札群と同様、大宰府で一括して付け直された荷札とみてよいであろう。

下端欠損により品目は不明だが、国名の下に「殖」とあるのが注目される。30とともに出土した木簡の中には「□□〔紫〕大宰進上肥後国託麻郡殖種子紫□□〔麻郡殖種子紫草伍拾斤□□〕などと記された荷札がみられ(いずれも城二一四〇頁上)、30も根を染料として用いる紫草に付けられたものと考えられる。天平九年度(七七七)豊後国正税帳(『大日本古文書(編年)』二卷四〇―五五頁。豊後国は今の大分県のうち宇佐市・中津市などを除いた大部分にあたる。正税帳は国単位で作成される年間の収支決算報告書)には「紫草園」を国司が巡行した記録がみえ、大宰府管内において紫草が栽培されていたことが知られる。

荷札のカタチ

33 筑後国からのアユの荷札

(二二次北、SD3035出土。宮一一二二八七)

筑後国生葉郡煮塩年魚肆斗式升 霊亀三年

長さ一七二mm・幅二二mm・厚さ四mm ○三二型式

筑後国生葉郡(今の福岡県うきは市付近)から貢進された「煮塩年魚」塩で煮て加工したアユの荷札。霊亀三年は七年。「延喜式」によると、大宰府から年料の贄として煮塩年魚を貢進している(内膳司式年料御贄条)。33には税目の記載はないが、郡単位の貢進であること、「霊亀三年」の記載は同年の年料分という意味に解されることから、贄の荷札とみて差し支えない。33は造酒司跡から出土したものであり、今回は出展していないが、造酒司跡からは同じ生葉郡から貢進された霊亀二年の煮塩年魚の荷札も見つかっている(宮一一二二八八)。

33では、二種類の数字が使われている。年号の部分が「三」のような普通の漢数字を用いているのに対し、数量の部分では「肆」「四」「式」「二」などの画数の多い漢字を当てている。現在でも領収書などで用いることがあるこれらの数字表記は大字と呼ばれ、古代の正式な公文書などで改竄を防ぐために使用された(一=壹(吉)、二=貳(式)、三=参、四=肆、五=伍、六=陸、七=柒(漆)、八=捌、九=玖、十=拾、百=佰(伯)、千=阡(仟)、万=萬)。荷札木簡で用いられることは多くないが、荷物が贄であるため、特に気を遣ったのだらうか。活字のようにかつちりと整った楷書と合わせ、その趣は、天皇への献上品の荷札にふさわしい。

33は上下両端に切り込みが施され、○三二型式に分類される。上端の切り込みが三角形であるのに対し下端の方はやや台形と若干カタチが異なるが、左右では位置・形状ともきつちり対称をな

美作国からの黒葛の荷札

(一九五次、SE5135出土。京一 一二五)

英多郡吉野郷黒葛十斤

長さ二二二mm・幅二〇mm・厚さ二mm ○三三型式

美作国英多郡吉野郷（今の岡山県美作市東部）から納められた黒葛の荷札。黒葛は、ツツラフジなど丈夫な蔓性の植物の総称とみられる。籠や綱などの材料にしたり、結索に用いたりした。

黒葛は賦役令調絹絶条に規定された調副物（調の付加税）の品目にみえ、一人あたりの貢進量は六斤（小斤。約一・三五kg）とされる。調副物は、養老元年（七一七）に中男の調と統合され、中男作物に改編された。『令集解』賦役令調絹絶条令釈所引養老元年勅、『続日本紀』同年十一月戊午 二十二日 条。72の解説も参照。

36は、平城遷都から天平元年（七二九）まで長屋王邸の一郭だった平城京跡左京三条二坊一坪中央南部にある井戸SE5135の遺物で、七六〇年代以降の土器とともに出土している。したがって、税目は書かれていないが、36の黒葛は中男作物としての貢進とみられる。『延喜式』でも黒葛は美作国が貢進する中男作物の品目の一つに指定されている（主計寮式上美作国条）。

36は上端に切り込みを有し、○三三型式に分類される。この切り込みの間をよく見ると、横方向に白い筋が走っているのがわかる。これは、荷物に括り付けるための紐が掛けられていた痕跡で、紐の下に隠れていた部分だけ日焼け等による変色を免れたことによるものである。紐そのものは残らないが、切り込みが、確かに紐を掛けるための加工であることを示してくれている。

しており、全体的に優美で端正な雰囲気漂う。なお、33の材は広葉樹とみられる（広葉樹の荷札については60などを参照）。

38 常陸国からの養銭の荷札

(三九次、SD5100 区出土。宮三 三〇七六)

(表) 常陸国那賀郡日部郷戸主物部大山戸口日下部桑万呂養
(裏) 銭六百文 天平寶字四年正月廿日

長さ二四〇mm・幅一九mm・厚さ五mm ○三三型式

常陸国那賀郡（今の茨城県北部）からの養銭の荷札。天平宝字四年は七六〇年。仕丁または衛士の資養のため出身地から物資を送る制度があり、その物資のことを国養物という。養銭は国養物として送られた銭のこと。米で送る場合もある（『飛鳥藤原京木簡二』三三九四号）。仕丁・衛士の養物制は養老二年（七一八）にはじまる。『令集解』賦役令仕丁条所引同年四月二十八日格。木簡や正倉院文書に散見する養物銭（養銭）は六百文である（宮三 三〇七六、宮四 四六六一、城十五 二八頁上、城十九 二二頁下など、正倉院文書続々修三 四 『大日古』十五卷二七頁、同十八 三 『同』十五卷一七〇頁）。

通常の荷札と異なり、日下部桑万呂は貢納者ではなく、都に差発されている仕丁もしくは衛士の名であり、桑万呂のための養銭六〇〇文という意味となる。荷札の日付は萬年通宝が発行される以前であるので、六〇〇文の銭は和同開珎で納められた。38は、上端付近に切り込みを有し、下端は鋭く尖らせる加工が施されており、○三三型式に分類される。米の荷札には下端を尖らせた形状のものが多く、米俵の中に差し込んで使用した可能性などが想定されている。一方、切り込みは荷物の外側に紐で括り付けるためのものと考えられる。38は銭の荷札であるから、おそらくは束にした銭の孔に通した紐を上端の切り込みに掛けて結わえ付けられたのだから、だとすると、下端の尖りは一体何のための加工なのだろうか（75も参照）。

備後国からの庸米の荷札

(九一次、内裏西南隅外郭整地土出土。宮七 一一三二一)

不知山里俵五斗八升

長さ二七一mm・幅二四mm・厚さ三mm ○五一型式

俵につけられた荷札。「五斗八升」とあることから、庸米の荷札と考えられる(75参照)。五斗八升は今の約二斗六升一合、三九・二kgほどにあたる。

「不知」と書いて「いさ」と読む事例が『万葉集』にある(巻四 四九〇、巻七 一〇八八)ことから、「不知山」は「いさやま」と読むと考えられる。『和名類聚抄』では、諫山郷は備後国(今の広島県東部)と豊前国(今の福岡県東部から大分県北部にかけての地域)にみえるが、米の荷札であることから、備後国沼隈郡諫山郷(今の広島県福山市域か)にあたる可能性が高いと考えられる。

なお、備後国の諫山郷は、宮一一二二六三によると御調郡に属している。この宮一一二二六三は、「国郡里」表記であることから、七〇一年から七二七年までの木簡である可能性が高い。42の出土遺構からは和銅二年(七〇九)、同三年の木簡が出土しており、同じく御調郡所属であった可能性がある。御調郡は沼隈郡の西隣にあり、どこかの時点で改編が行われたと思われる。

下端を尖らせる〇五一型式は、米の荷札に多い形状。米の荷札は一つの荷物に二枚セット(荷物の外側：外札と、内側：中札)で付けられた可能性が指摘されている。下端が尖っている42は荷物の内側に入れられた中札かもしれない。

42は第一次大極殿院内裏外郭の造営に伴う整地土から出土している。庸米は地方から上京してきた仕丁や采女などの食料に充てられた。42の米は平城宮造営に差発された仕丁などの労働者によって消費されたのだろう。

讃岐国からの俵の荷札

(九一次、内裏西南隅外郭整地土出土。宮七 一一三三三)

綾郡宇治部里宇治部阿弥俵

長さ一五三mm・幅二mm・厚さ四mm ○一型式

俵に付けられた荷札。「綾郡宇治部里」は『和名類聚抄』の讃岐国阿野郡氏部郷(今の香川県坂出市加茂町)にあたる。単に「俵」としか記されないが、米俵である。税目を記さない米(俵)は、年料春米(諸国の正税を搗精し都に送る米。76参照)の場合が多い。貢納者は宇治部阿弥。

年料春米は大炊寮に保管され、主として役人の常食(給食)に充てられた。45は42と同じく第一次大極殿院内裏外郭の造営に伴う整地土から出土しているから、平城宮の造営に関わり米が消費されたのだろう。

米の荷札とみられるが、42とは異なり長方形のシンプルな形状で、〇一一型式に分類される。こちらは、荷物の外側に付けられた外札かもしれない。ただし、そうであれば荷物に括り付けるための紐を掛ける切り込みが欲しいところだが、45にはそれがない。あるいは45も、中札と考えるべきであろうか。

平城宮跡出土であることから、讃岐国からの旅路の途中で落ちることなく、無事に都まで辿り着いたことは確実である。45は、一体どのように俵に添付されていたのであろうか。

荷札の大きさ

48 因幡国からのワカメの荷札

(三二次補、SD4100出土。宮四 四六八)

(表) 因幡国気多郡勝見郷中男神部直勝見麻呂作物海藻大御贄壹籠六斤 太
(裏) 神護景雲四

長さ四〇八mm・幅二〇mm・厚さ五mm ○一型式

因幡国気多郡勝見郷(今の鳥取県鳥取市気高町と鹿野町)からの「海藻」の荷札。海藻はワカメのこと。因幡の「幡」は、木簡では手偏の「播」で記される。

贄(63参照)は木簡では普通、大贄または御贄と表記される。古くは大贄で、天平初年頃を境に御贄へと変化する。大御贄は例が少ないが、御贄にさらに敬称の「大」を重ねたのであろう。

「神部直勝見麻呂」は48のほかには見えないが、因幡国には神部直が分布していた(年末詳「因幡国戸籍」『大日本古文書(編年)』一巻三一九頁)。表面末尾の「太」は大斤の意。大斤の六斤は約四kg。神護景雲四年は七七〇年。理由はわからないが、「年」に相当する墨痕は残らない。

因幡国のワカメの荷札には、三〇cmを超える長い材を用いるものが多い(城一九 三二頁下、城二一 三五頁上などのほか、下欠であるが、城一六 七頁上、城一七 一四頁上も三〇cmほどの長さがあつた可能性がある)。48は四〇cmを超えており、とりわけ長大な逸品と言える。

「延喜式」によれば、因幡国はワカメを中男作物(72参照)と贄の二つの税目で負担している(主計寮式上因幡国条・宮内省式例貢御贄条・内膳司式年料御贄条)。なお、内膳司式同条には「参河国 榊海藻一担四籠、籠様長一尺二寸、広八寸、深四寸、他皆同此」とある。榊海藻(ワカメの新芽)の場合ではあるが、貢納形態を考えるうえで興味深い。

中男作物は郡・郷単位までで個人名を記さないのが通常で

51 若狭国からの贄のイワシの荷札

(三二次北、SD3035出土。宮一 二二八三)

青郷御贄伊和志腊五升

長さ七八mm・幅一四mm・厚さ三mm ○二型式

御贄として届けられたイワシの腊(干物)の荷札。イワシは「伊和志」と万葉仮名で表記されている。「青郷」は、和名類聚抄の若狭国大飯郡阿遠郷(今の福井県大飯郡高浜町付近)にあたる。はじめ遠敷郡に属し、天長二年(八二五)七月に大飯郡所屬となった。五升は現在の約二升二合五勺、四ほど。イワシの荷札だから小型なのかと思いきや、貢納量は五升。五升の荷物に付けるには小さな荷札である。切り込みなどもないプレーンな短冊形の〇一型式であり、荷物にどのように添付されていたのか、疑問も残る。

荷札の樹種

53 丹波国からの白米の荷札

(九一次、内裏西南隅外郭整地土出土。宮七 一一三〇七)

(表) 丹波 [国カ] [負 千 部カ]

(裏) 納白米五斗 和銅三年四月廿三日

長さ二一四mm・幅一九mm・厚さ四mm ○三三型式

丹波国(今の京都府中部と兵庫県東北部。大阪府域も一部含まれる)から納められた白米五斗の荷札。税目は記さないが、年料 春米(76参照)の荷札とみられる。米は重いため、都に近く、主に水運の利用できる国が輸賣国として規定された(延喜民部省式下年料春米条)。和銅三年は七一〇年。

郡・里を記した部分は表面が剥がれてしまっているが、近くから見つかった二点の荷札(宮七 一一三〇六・一一三〇八)はともに氷上郡石負里(今の兵庫県丹波市氷上町周辺)からのもので、53も「里」の上の字は「負」と考えて矛盾はない。これらは貢進者は異なるが、地名+貢進者名+「納白米五斗」+年月日、という書式も共通している。また、53と宮七 一一三〇六は月日が「四月廿三日」で同一、53と宮七 一一三〇八は年が「和銅三年」で同一である。したがって、これらは同じサトから同じ和銅三年四月廿三日付けで納められた荷札の可能性がある。53は、42や45と同じく、第一次大極殿院内裏外郭の造営に伴う整地土から出土している。この遺構からは53のように、同じ国ないし同じ郡からの荷札が複数組まとまって出土しており、荷札の品目は米が多い。地方から送られた米が平城宮造営に関わって消費されたことを物語っている。

53の樹種はヒノキ。ヒノキを材とする木簡は平城宮跡出土木簡の大勢を占めている。53は、科学的保存処理が施される前に、生

物顕微鏡で解剖学的特徴を観察して樹種を同定している。従来行われてきた表面観察だけでは、科より詳しい属を特定することはできない。破面を用いるなど、試料採取の条件が揃うのであれば、より確実なデータを得るために有効な手段である。

56 越前国からの白米の荷札

(九一次、内裏西南隅外郭整地土出土。宮七 一一三〇五)

(表) 越前国香々郡綾部里綾部里

(裏) 伊支見白米五斗

長さ一六七mm・幅二mm・厚さ六mm ○五一型式

越前国香々郡綾部里(「香々郡」は「和名類聚抄」の加賀国加賀郡で、今の金沢平野北半にあたる。但し「綾部里」は「和名類聚抄」には見えない)から納められた白米の荷札。加賀郡は、弘仁十四年(八二三)に江沼郡とともに加賀国として分立するまでは、越前国に属していた。「加賀」の表記には、56の「香々」のほか、「香我」(天平四年 七三二) 山背国愛宕郡郷里未詳計帳、「大日本古文书(編年)」一巻五二八頁)や「加我」(「国造本紀」)も知られている。

年紀は書かれていないが、国郡里の行政組織(里制)からみて、霊龜三年(七一七)以前のものである可能性が高い。「綾部里」を二度繰り返し返しているのは書き誤りであろう。裏面の「伊支見」は貢進者の名。ウジ名にあたる裏面冒頭の二文字は、筆画は明瞭で、二文字目は「田」の字形に近いが、一文字目が釈読できず、成案は得られていない。

踊り字(同じ文字を繰り返し返す記号。藤原宮跡など、七世紀の木簡にもみられる)の「々」は、古代の木簡では一般に「々」の字形で書かれるが、56では最初の入り弱く、最後を横に引いて止めているため、「」に近い字形になっている。

56の樹種はスギ。53と同じく、生物顕微鏡による樹種同定を行った。スギは平城宮跡出土木簡のうち、ヒノキに次いで多い樹種である。また、特に日本海側の諸国からの荷札にはスギを材とするものが多い傾向が指摘されている。一方、藤原宮跡出土木簡の樹種同定結果によると、ヒノキ系が九割と圧倒的多数を占め、スギは全体の数%にとどまる。樹種同定のデータを今後も蓄積して、都城における木材利用の在り方を分析する必要がある。

60 豊後国からの調綿の荷札

(一三次、SK820出土。宮一 二九六)

(表)豊後国大分郡調綿壹伯屯□
(裏)

長さ(二四)mm・幅二四mm・厚さ五mm ○八一型式

豊後国大分郡(今の大分県大分市・別府市を中心とする地域)から調として納められた綿の荷札。類例の少ない、広葉樹を材とする荷札である。

「綿」は木綿ではなく、蚕の繭から作る真綿を意味する。「屯」は梱包の単位。記載は残らないが、類例(期展示58、期展示59など)からみると、一屯は重さ四両(約一六八g)に相当し、一〇〇屯は約一六・八kgとなる。裏面の部分的に残る墨痕は、やはり類例から考えると、収納責任者名の一部とみられる。

60は内裏北外郭のゴミ穴SK820から見つかった木簡で、同遺構からは綿の荷札が多数出土している(26、および期展示58・期展示59など)。これらは、貢進元の国や郡が異なるにも関わらず書式が似通い、広葉樹を用いる点も共通する。西海道(九国二嶋)の調庸は大宰府に集積し消費する原則であったが、一部、綿や絹、紫草などは例外的に京進された。調綿の荷札に国や郡をまたぐ共通性が認められることは、大宰府にて発送準備が行われ、一括して荷札が作製・添付されたことを示している。

荷札にみえる税制

63 丹後国からの贅のサケの荷札

(一九七次、SD5100出土。城二一 三五頁上)

(表)丹後国□□ 御贅雌腹□
(裏)□□□□ 与謝川

長さ一六二mm・幅五五mm・厚さ四mm ○三三型式

丹後国(今の京都府北部)から贅として届けられたサケの荷札。贅は神に供する神饌や共同体の首長に貢納する初物に起源があるとされ、そのため「御贅」「大贅」などと記されることも多い。奈良時代には主に天皇の食膳に供する食材をいい、海産物を中心とする。

「鮮鮭」は、軽く塩をした程度などの、いわゆる干物に比べて生に近い状態のサケのことか。丹後国のサケは雌雄の区別をして届けられており、63のほか、「雌腹」「雄腹」各一例が知られている(雌腹:城三一 一九頁上、雄腹:城二四 一八頁下)。サケの荷札としては他に因幡国(今の鳥取県東部、城二四 二九頁上)・伯耆国(今の鳥取県中・西部、城一九 三五頁上)・信濃国(今の長野県、城二一 三三頁上)の例があり、因幡国の場合はやはり雌雄の区別を明記している(但し、いずれも雄腹)。他に、越後国(今の新潟県)でもサケの漁獲があったことが長岡市の八幡林官衙遺跡出土木簡からわかるが、越後国のサケの荷札はこれまでのところでは見つかっていない(期展示14も参照)。裏面の「与謝川」は、今の京都府与謝野町を北流して宮津湾に注ぐ野田川・与謝川で、この川を遡上したサケであることを示す。ワカメの荷札には、「埼」「前」「浦」「嶋」「海」「浜」などの固

有の産地名を特記した例が多数知られているが(66など参照)、川の名を記す荷札の事例は、丹後国のサケの与謝川と、山背国(今の京都府南部)の「葛野河」のアユ(城二二―三三頁下)の二例だけである。サケが与謝川の特産品だったことがわかる。

66 阿波国からの贅のワカメの荷札

(一三次、SK820出土。宮一 四〇三)

阿波国進上御贅若海藻壺籠 板野郡牟屋海

長さ一九〇mm・幅一九mm・厚さ六mm ○三二型式

阿波国板野郡(今の徳島県鳴門市)から「御贅」として届けられた「若海藻」(ワカメの新芽。古代には「海藻」だけでワカメを指し、「め」と呼んでいた)の荷札(贅については63参照)。「板野郡牟屋海」という産地名入りの特産品。今で言えば、さしずめ鳴門のワカメ。古来ワカメの名産地だったのだろう。「籠」に入れて運ばれた。

66と同様に産地を明記した、いわばブランドもののワカメの荷札とみられる事例が多数確認されている。東海道の下総国海上郡酢水浦(海上郡は今の千葉県銚子市・旭市付近、酢水浦は未詳。期展示7)、上総国夷漣郡土茂浜(夷漣郡は今の千葉県いすみ市・勝浦市・大多喜町・御宿町付近、土茂浜は未詳。城二二―三三頁上)、常陸国那賀郡酒烈崎(今の茨城県ひたなか市の酒列磯前神社付近。宮一 四〇二など)、北陸道の能登国鳳至郡美崎(鳳至郡は今の石川県輪島市・穴水町および能登町西部、美崎は未詳。宮七 一九六〇。但し、「若海藻」部分は残らない)、佐渡国雑太郡猪前(雑太郡は今の新潟県佐渡市で、佐渡島の中央部。猪前は未詳。期展示15)、山陰道の因幡国気多郡水前(今の鳥取市青谷町の夏泊海岸付近。城二四 二九頁上など)、伯耆国河村郡屈賀前(今の鳥取県東伯郡湯梨浜町付近)。

期展示64など)、山陽道の長門国豊浦郡都濃嶋(今の山口県下関市豊北町角島。期展示65)など、全国各地にわたる。その多くはワカメの生育に適した岩礁地帯であり、今でもワカメの産地として名高い地域が多い。

68 備前国からの調の鉄の荷札

(二二次南、SD3134出土。宮一 二八三四)

上道郡浮浪人調鉄一連

長さ一八三mm・幅二二mm・厚さ四mm ○三二型式

「上道郡」から届けられた浮浪人の調の鉄の荷札。上道郡は、備前国上道郡(今の岡山市の一部)のこと。調は、日本古来の貢納制であるツキに中国の調の制度をあわせて成立した税目とされる。絹や布を中心とするが、海産物を含む雑多な品目が納められた。

浮浪人は本貫地(本籍地)を離れて逃亡した人で、現に住んでいる土地で租税を納めている者をいう。律令制の建前では、個人の自由意思による本貫地の移動は認められておらず、逃亡者は見つけ次第本貫地に連れ戻すのが原則だったが、実際には逃亡先で租税を負担させることが多く行われていた。こうした状態を「浮浪」と呼び、「逃亡」と区別している。したがって、古代の浮浪人は本貫地でない場所で把握されているというだけの意味で、居住地が定まっていなかったわけではない。そうした実態を受けて、養老五年(七二二)には浮浪人を現地で戸籍に登録することが認められ、さらに天平八年(七三六)には戸籍ではなく浮浪人名簿に登録すればよいことになって、浮浪人が公的な身分として確立することになる(『類聚三代格』卷十一、天平八年二月廿五日勅。但し、口分田の班給は受けない)。

浮浪人が納めた租税の荷札としては、ほかに若狭国三方郡竹田

出雲国からの中男作物のワカメの荷札

(一九三三B、SD5100出土。城二二 三五頁下)

出雲国秋鹿郡多太郷中男作物海藻陸斤

籠重十兩

天平九年十月

長さ二一mm・幅三mm・厚さ四mm ○三二型式

出雲国秋鹿郡多太郷(秋鹿郡は今の島根県松江市のうち宍道湖の北側の地域にほぼ相当するが、多太郷は未詳)から中男作物として送られてきた「海藻」(ワカメ)の荷札。

中男作物は中男(令制では一七〜二〇歳の男子)が納める税目で、養老元年(七七一)にそれまでの中男の調と、正丁(令制では二十一〜六十歳の男子)の調副物を統合して成立した。調とは異なり個人名は記さないのが普通。こうした荷札の特徴や

里(三方郡は今の福井県美浜町および若狭町の旧三方町域にあたるが、竹田里は比定地未詳)の「(浮)浪人黄文五百相」が納めた調(塩)の荷札(宮二 二六六五。里制下なので七一七年以前であり、現地戸籍の登録が認められるよりも前のもの)、「伊豆国那賀郡入間郷」(今の静岡県南伊豆町付近)の浮浪人志斐連安万呂が納めた調の堅魚(城二二 三〇頁上。二条大路木簡の一点なので、ちょうど浮浪人名簿の登録で済むようになった七三六年前後のもの)の二例がある。また、正倉院には、常陸国久慈郡(今の茨城県常陸太田市・大子町付近)在住の浮浪人で下野国河内郡(今の栃木県宇都宮市を中心とする地域)が本貫地の者が貢進した白布が伝来している(松嶋順正『正倉院宝物銘文集』調庸関係銘文一八。年代不詳、八世紀半ば頃か)。

なお、備前国の調鉄の貢進は、延暦十五年(七九六)、備前国は元々鉄を産せず隣国から購入して納めていたとして、絹か糸で納めるように改められた(『日本後紀』同年十一月庚子 一三日条、『類聚三代格』巻第八、同年十一月十三日太政官符)。

75

紀伊国からの庸米の荷札

(三九次、SD4951出土。宮三 二九〇九)

紀伊国伊東郡庸米六斗

長さ一九三mm・幅二mm・厚さ五mm ○三三型式

調副物の性格を引き継ぐ点などから、中男作物は中男の集団的な労働による産物を収取するもので、贅(63参照)に近い性格をもつといわれる。

ただし、出雲国からの贅荷札と中男作物の荷札を比較すると、材の加工や文字の「丁寧さ」には大きな隔たりがあり、中男作物は「調」と「贅」の中間的な雰囲気を出している。

さて、72が出土したSD5100からは、出雲国嶋根郡生馬郷(今の松江市の、東生馬町・西生馬町を中心とする地域)からの中男作物の烏賊の荷札も出土している。この荷札は、長さが一九九mm、幅が二九mm、厚さが四ミリと、72よりわずかに小さいものの良く似た大きさで、形も上下に切り込みがある○三二型式の上、切り込みの深さ・角度も類似している。さらに、一行で貢納品の量目まで記した後に割書で右行に「籠」を、左行に年紀を記載する書式など、文字の割り付け・記載内容にも共通性が見られる。

一方、文字の様子をみると、比較的直線的な筆画が卓越する書きぶりは共通するものの、竹冠の入り方などは異なっており、同一人物の文字とは断定するのはやや躊躇される。

とはいえ、郡が異なる二つの荷札の共通性には注目する必要がある。郡を越えて隣接する地域での共同作業の存在の可能性や、中男作物の荷札作製主体が郡ではなく国であった可能性など、さまざまな角度からの検討が必要となる事例である。

紀伊国伊東郡(和名類聚抄)の伊都郡。今の和歌山県橋本市・高野町・かつらぎ町など)から納められた庸米の荷札。庸は古代の税目的一种で、米や布で納められ、地方から都に上り雑役

(二三次北、SD33035出土。宮一 二二七六)

を担う仕丁(男性)や采女(女性)の生活を支える物資として使用された。六斗(今の二斗七升ほどで、四〇kg強)とは半端な量に感じられるが、奈良時代の米の支給量は一人一日二升(今の約九合、一・三五kgほど)が基準であり、旧暦では一カ月が三日(大の月)ないし二九日(小の月)であったため、庸米は大の月用の六斗(二升×三〇日)または小の月用の五斗八升(二升×二九日)で一俵にまとめられた。

上端がやや奇異な形状をしているが、これは切り込みより上の部分が欠失したことによるものである。米の荷札には下端を尖らせた形状のものが多く、米俵の中に差し込んで使用した可能性などが想定されている。一方、切り込みは荷物の外側に紐で括りつけるためのものと考えられる。75のように切り込みと尖りの両方を有する荷札(〇三三型式)は、はたしてどのような使い方をされたのだろうか(38も参照)。

(表)伊勢国桑名郡熊口服部□末呂五斗

〔東カ〕

〔文文文カ〕

(裏)伊勢国桑名郡熊□
 □下上正五位下 従四位上 従八位上 正八位下 行行
 [位カ] 酒人□□□□
 [毛カ]

長さ一八二mm・幅二〇mm・厚さ五mm 〇三三型式

伊勢国桑名郡熊口郷(今の三重県桑名市付近)からの荷札。

裏面は異筆で、習書(文字の練習)とみられる。右行は表面と関係のある内容が書かれる。中央行は位階を書き連ねるが、その

並び順に明瞭な法則は見出せない。

荷札に習書がなされることは珍しい。これは、おそらく荷札の削屑が少ない(80も参照)ことも共通の理由によると考えられる。荷札の廃棄場所は、荷解きの場所(荷物の消費地)である。

その場所は、文字の運用(書写や書き換え、木簡の再利用)と関係があるとは限らず、むしろ無関係な調理などに関わる可能性が高い。一方、文書や伝票などの木簡であれば、文字で情報を整理・伝達あるいは保管する空間で利用される。

こうした、「廃棄直前」に文字の利用とどのような関係があるかによって、出土木簡の在り方にも大きな違いが生じ、それが習書や削屑との関係にも影響していると考えられる。

76は、展示に際しての再釈読により表面末尾が「五斗」であることが判明し、年料春米の荷札である可能性が高まった。

米は重いので、田租などのかたちで徴収された米は地元で留め置かれるのが原則であったが、人口の多い都では米の需要も高く、一部は籾殻を外した春米(白米)の状態で運京された。田令田租条に淵源をもつ制度で、「延喜式」では「年料春米」として伊勢以下の二二カ国が輸貢国として規定されていた(民部省式下年料春米条)。年料春米をはじめとする米の輸貢国に指定されるのは、都に近く海運が利用できる国々が多かった。76が伊勢国の荷札であることも、これを年料春米の荷札とみる見解には有利である。

なお、運京された白米(春米)は大炊寮に保管され、主として役人の常食(給食)に充てられた。一方、白米の荷札は平城宮内の各所から出土している。ここから、白米の荷札は米とともに宮内の被支給官司まで移動し、最終消費地の近くで外され、廃棄されたとみられる。

荷札の削屑

79 参河国からの贄のサメの荷札

(一三次、SK820出土。宮一 三六七)

(表) 参河国播豆郡篠嶋海部供奉五月料御贄佐米楚割六斤
(裏) 参河国播豆郡篠嶋海部供奉五月料御贄佐米楚割六斤

長さ二五八mm・幅三〇mm・厚さ七mm ○三三型式

参河国播豆郡の篠嶋(今の愛知県知多郡南知多町篠島)から贄(63参照)として届けられた「佐米楚割」(サメの干物)の荷札。これらの荷札は、海民集団の海部が月単位で貢進する書式をとる(79は五月分)。月番で貢納しており、天平年間後半にはおおむね篠嶋が奇数月、析嶋(今の愛知県西尾市佐久島)が偶数月を担当する体制が整っていた。時に、第三の島として比莫嶋(今の愛知県知多郡南知多町日間賀島)が分担することもあった。六斤は約四kg。参河湾の播豆郡三島のこの書式の贄の荷札には、原則として年紀は書かれない。

79は表裏両面に記載があり、現状で表としている面が「篠嶋海部」、他面が「篠嶋海」となっている(参河三島からの贄の荷札で表裏両面に記載が及ぶのは、この79だけである)。「部」字の書き落として気付いて、反対面に書き直したのだろうか。もしそうであれば、現状で裏としている面の方が、記載のタイミングは早いことになる。

ただ、表裏の筆跡は異なっているようにも見え、別人が書き直した可能性も考えられる。あるいは、同一人物の筆になるとしても、書き直しまでの間に時間差があるのかもしれない。

80 参河国からの荷札の削屑

(一三次、SK820出土。宮一 三八四)

〔海カ〕〔五月カ〕
□□部供奉□□□

○九一型式

記載内容から、79のような参河三嶋からの贄荷札の削屑とみられる(贄については63参照)。月からすると、篠嶋(今の愛知県知多郡南知多町篠島)からのものか。荷札由来の削屑は概して少ない。これは、76にも記したように、荷札が廃棄直前に存在した空間の特性との関係によるところが大きいと思われる。

一方、80のように、削って再利用されている事例も存在する。最終消費地が文書を扱う部局であった場合なども想定されるが、80の場合は贄であり、事務部局で荷解きされたと考えられるよりも、本来的には内廷官司で荷解きされたと想定すべきであろう。物品の動きも合わせて、これらの木簡がなぜ削られて再利用されているのかの事由は、大きな検討課題である。

【木簡が見つかった遺構】

SD5100 (左京) (展示番号3、6、30、63、72)

二条大路木簡 一九八八・八九九年
平城京左京三条二坊八坪(光明皇后宮。旧長屋王邸)と二条二坊五坪(藤原麻呂邸)の間の二条大路上の南北両端に掘られた濠状の遺構のうち、皇后宮の北門から八坪北辺築地堀に沿って二条大路南端に掘られた遺構。幅二・六m、深さ〇・九m。総延長約二二〇m。

SD2700 (展示番号9)

一九六五年
平城宮の北東に位置する水上池の西南部に端を発し、内裏東辺を南流してその排水を集める基幹排水路。内裏東辺では石の護岸をもつが、それより南では一部に木杭による護岸がみられる程度となる。東区朝堂院・朝集堂院東辺の東方官衙のどこかの地点で東に折れ、SD3410に接続していたとみられるが、その地点は未詳。内裏周辺では、天平期以降の多量の遺物が層位的に堆積していることが知られている。

SD1250 (展示番号11)

一九八四年
平城宮南面を東西に走る二条大路の北側溝。平城宮南面大垣から堀地をはさんで南一二mの位置にある。11が出土した第一三三三調査の調査区は、平城宮南面西門・若犬養門の周辺にあたる。調査区東よりでは幅約三・〇m、深さ一・二mほどであるが、西にいくほど広くなり、調査区西端付近では幅約一〇m、深さ一・五mほどとなる。若犬養門の前の部分には橋脚(SX10260)があり、これより西側は両岸を杭やしがらみで護岸している。木簡は、計一〇八七点が出土した。年紀のあるものや年代の推定できるものは少ないが、神龜三年(七二六)から神護景雲年間(七六七~七七〇)の四〇年間余りに及ぶとみられる。

SK3139 (展示番号13)

一九六五年
東院西辺の南北に長いゴミ捨て穴。長さ一〇m、幅二m、深さ〇・一五~〇・二四m。天平宝字三年(七五九)と神護景雲四年(七七〇)

の木簡が出土している。

SD5300 (展示番号18)

二条大路木簡 一九八九年
平城京左京三条二坊八坪(光明皇后宮。旧長屋王邸)と二条二坊五坪(藤原麻呂邸)の間の二条大路上の南北両端に掘られた濠状の遺構のうち、藤原麻呂邸南門前から東に二条大路北端に沿って延びる遺構。幅二・七m、深さ一・一~一・三m。総延長は約五八m。西端の門前から、藤原麻呂の家政機関に関わる木簡が集中して見つかった。木簡は、約三万五千点(うち削屑約二万九千点)が出土した。

SE4885 (展示番号21)

一九八八年
天平元年(七二九)まで長屋王邸の一角だった平城京左京三条二坊一坪の南辺で検出した井戸。縦板組み・隅柱横棧どめの方形井戸で、約七五cm四方、深さは二・九mほど。木簡は、井戸枠内の埋土から一点、井戸の掘付掘方から一点出土した。井戸枠内の埋土からともに出土した土器は、奈良時代半ばから後半にかけての時期に属する。一坪に太政官厨家の存在が想定されている時期の遺構である。

SD4100 (展示番号25、48)

一九六六年
平城宮東南隅の南面大垣内側を東に流れる東西溝。幅最大六m、最大深さ一m。東面大垣内側の南北溝SD3410に合流する。木簡は、式部省の勤務評価に関わる削屑が大半で、養老・神龜年間(七一七~七二九)から宝龜元年(七七〇)のものまでを含むが、養老・神龜年間ものは南面大垣を横断する南北溝SD11640と一連の遺物とみられ、東西溝SD4100の木簡は基本的に宝龜元年頃に一括して投棄されたとみられる。なお、宝龜年間(七七〇~七八一)頃に北側に移転してきたとみられる神祇官関連木簡もわずかに含まれる。木簡は約一万三千点(うち削屑約一万二千点)出土した。

SK820 (展示番号26、60、66、79、80)

国宝 一九六三年
内裏の北東に位置する北外郭官衙西辺に掘られた方形のゴミ捨て穴。一辺約四m、深さ約二・三m。天平十七(七四五)年の平城遷都後のこ

の地域の再整備に関わるゴミを投棄した土坑で、天平十九（七四七）年頃に埋められたとみられる。平城宮跡で最初に千点規模の木簡群が見つかった遺構。出土木簡は、平城宮跡内裏北外郭官衙出土木簡として二〇〇七年に重要文化財に、さらに二〇一七年に平城宮跡出土木簡の一部として国宝に指定された（一七八五点 うち削屑九五二点）。

SD5100（宮内）（展示番号38）

一九六七年

平城宮東張り出し部南面西端に位置する小^{ちいさくべもん}子門の西側を宮内から南流する南北溝。この地域を南流して西一坊大路西側溝となる南北溝SD4951の一部を西に迂回させたもので、小子門北西の地点から南西方向に斜めに流れたあと、約四〇m南流して西一坊大路西側溝SD4951に合流する。兩岸を杭と側板で護岸しており、側板間で幅約一・五m、深さ約〇・八mを測る。のちにSD5050に付け替えられており、概ね神亀年間（七二四〜七二九）頃から神護景雲年間（七六七〜七七〇）頃まで存続したとみられる。木簡は、計五五五点（うち削屑四三三点）が出土した。

SD3035（展示番号33、51、76）

国宝 一九六五年

造酒司の井戸の排水を流すために、役所の西辺に位置をずらしながら何度か掘られた南北溝の一つ。幅約七〇cm、深さ約二〇cm。南端は造酒司南限の築地塀を暗渠で抜けて宮内道路の側溝に接続する。奈良時代前半の霊亀・養老・神亀（七一五〜七二九）の年号をもつ木簡がままとまっている。ただし、最上層からは天平勝宝八歳（七五六）十月の年紀のある木簡（宮二二二四七）が出土しており、奈良時代半ば過ぎに埋没したとみられる。なお、木簡は溝のあちこちからまんべんなく出土しているのではなく、溝が溜まり状に広がった部分から集中的に出土している。溝の遺物ではあるが、土坑状の遺構の遺物が主体とみることもでき、年代や内容の一括性の高さはこれに由来する可能性がある。

出土木簡は、同じく造酒司内で検出された井戸SE3046および溝SD3047・3050出土木簡とともに、平城宮造酒司出土木簡として二〇一五年に重要文化財に、さらに平城宮跡出土木簡の一部として二〇一七年に国宝に指定された（五六八点 うち削屑三五九点）。

SE5135（展示番号36）

一九八九年

天平元年（七二九）まで長屋王邸の一角だった平城京左京三条二坊一坪中央南寄りに設けられた奈良時代後半の井戸。掘方は径一・九mの円形で、縦板組み・隅柱横棧どめの構造をとる。井戸枠は一边約一・一m、深さは約一・九m。木簡は一点出土した。一坪に太^{たいしやうかん}政官厨家の存在が想定されている時期の遺構である。

内裏西南隅外郭整地土（展示番号42、45、53、56）

一九七四年

第一次大極殿院東南隅と内裏外郭西南隅に挟まれた谷部に施された整地土。木簡は造営直前の地表面と整地土との間に堆積した建築用材の破片やつり屑、檜皮などとともに、計二二二点（うち削屑一四二点）が出土した。

SD3134（展示番号68）

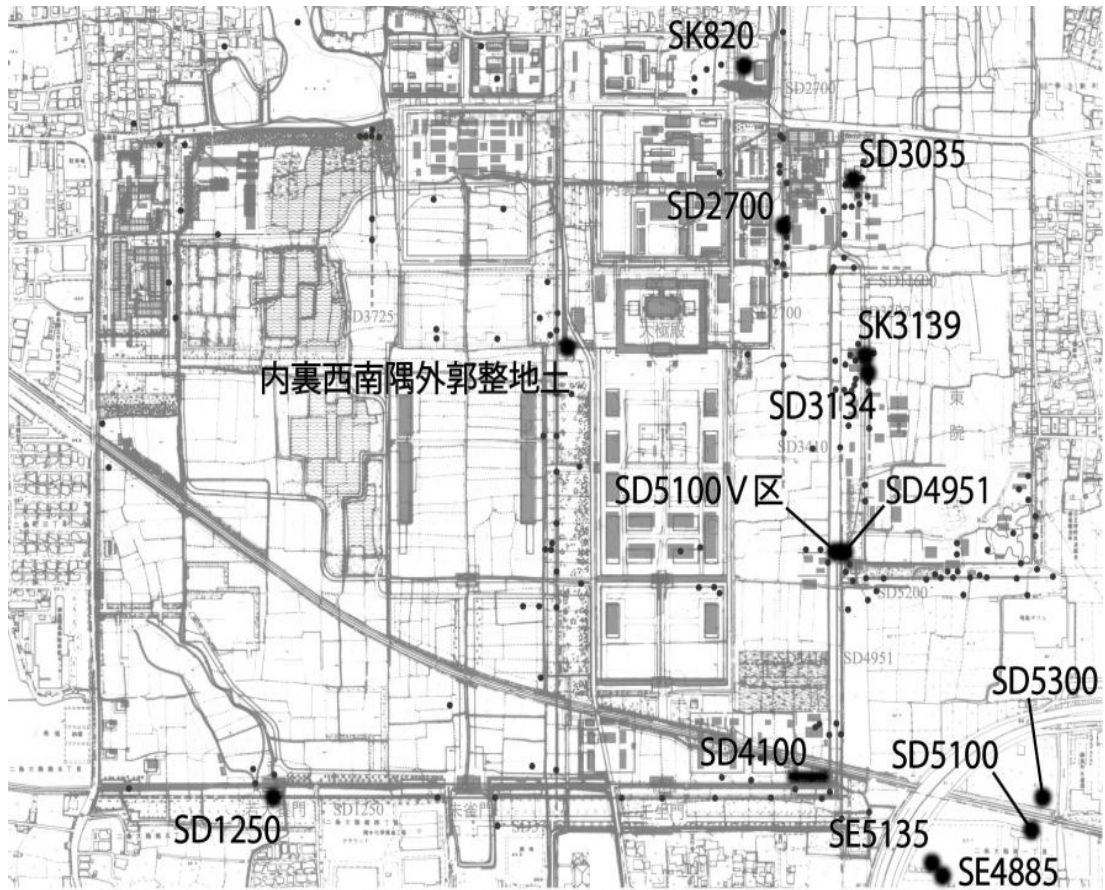
一九六五年

平城宮東張り出し部の西辺、中央やや南寄りの地点で検出した南北溝幅約八〇cmで、全長一・八mが遺存していたにすぎない。側壁に径三〇cmほどの玉石を並べ、底に径一〇cmほどの小石を敷いている。木簡は、68の一点のみが出土した。

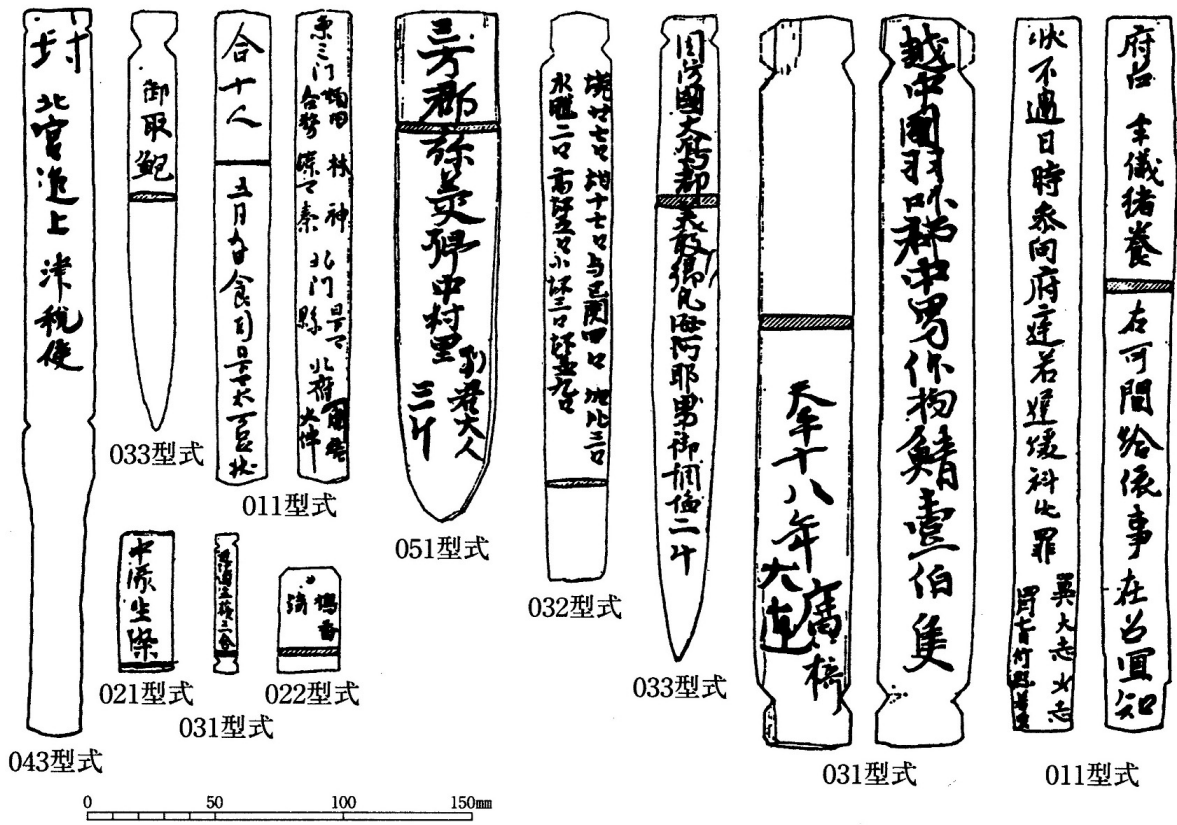
SD4951（展示番号75）

一九六七年

東院西辺の排水を集める溝で、小^{ちいさくべもん}子門の西側から宮外へ出て、東一坊大路の西側溝となる。幅一・三m、深さ〇・九m。展示木簡が出土した小子門付近の調査（平城第三九次調査）では、木簡は二九〇点（うち削屑二二〇点）出土した。二条大路北側で西から流れてくる二条大路北側溝SD1250を合わせ、さらに京内を南流する。京内の道路側溝としては最も多くの木簡が出土しており、宮近辺だけでなく、七条でも千点規模の木簡の出土が知られる。



平城宮および周辺木簡出土地点図 (● 木簡出土地
● 今期展示する木簡の出土地)



木簡の型式分類